

令和 8 年度

下水道事業会計予算書

生駒市

目 次

令和8年度	生駒市下水道事業会計予算	1
令和8年度	生駒市下水道事業会計予算に関する説明書	
令和8年度	生駒市下水道事業会計予算実施計画	5
令和8年度	生駒市下水道事業予定キャッシュ・フロー計算書	9
令和8年度	給与費明細書	10
令和7年度	生駒市下水道事業予定損益計算書	15
令和7年度	生駒市下水道事業予定貸借対照表	16
令和8年度	生駒市下水道事業予定貸借対照表	18
令和8年度	債務負担行為に関する調書	20
注記		21

令和 8 年度

生駒市下水道事業会計予算

議案第9号

令和8年度 生駒市下水道事業会計予算

(総則)

第1条 令和8年度生駒市下水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

- | | |
|---------------|------------------------------------|
| (1) 水洗化人口 | 78,000人 |
| (2) 年間有収水量 | 8,203,209 ^{m³} |
| (3) 一日平均有収水量 | 22,475 ^{m³} |
| (4) 主要な建設改良事業 | |

ア 新設改良事業

公共下水道管渠整備事業

管理・更新一体マネジメント方式導入可能性調査業務

下水道ストックマネジメント計画に基づく施設更新事業

流域別下水道整備総合計画影響検討業務

竜田川浄化センター貯留設備基本方針検討業務

イ 流域下水道事業

流域下水道建設負担金

(収益的収入及び支出)

第 3 条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収 入

(単位:千円)

第 1 款	事 業 収 益	2, 6 9 4, 6 8 2
第 1 項	営 業 収 益	1, 1 7 4, 9 0 6
第 2 項	営 業 外 収 益	1, 5 1 9, 4 7 6
第 3 項	特 別 利 益	3 0 0

支 出

(単位:千円)

第 1 款	事 業 費	2, 3 7 8, 2 4 9
第 1 項	営 業 費 用	2, 2 8 5, 4 0 0
第 2 項	営 業 外 費 用	9 0, 1 1 4
第 3 項	特 別 損 失	7 3 5
第 4 項	予 備 費	2, 0 0 0

(資本的収入及び支出)

第 4 条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める(資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額809, 623千円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額44, 857千円、過年度分損益勘定留保資金16, 517千円、当年度分損益勘定留保資金493, 177千円及び当年度利益剰余金処分額255, 072千円で補てんするものとする。)

収 入

(単位:千円)

第 1 款	資 本 的 収 入	8 6 0, 9 0 6
第 1 項	企 業 債	5 6 9, 5 0 0
第 2 項	補 助 金	2 7 1, 6 6 1
第 3 項	負 担 金	1 9, 7 4 5

支 出

(単位:千円)

第 1 款	資 本 的 支 出	1, 6 7 0, 5 2 9
第 1 項	建 設 改 良 費	8 6 6, 6 4 3
第 2 項	企 業 債 償 還 金	8 0 1, 8 8 6
第 3 項	予 備 費	2, 0 0 0

(債務負担行為)

第 5 条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事 項	期 間	限 度 額
生駒市水洗便所改造資金として、市民が取扱金融機関から受ける融資に対する損失補償	融資金の借入日から償還完了日まで	融資金の償還元利金及び遅延利息の合計金額

(企業債)

第 6 条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

(単位:千円)

起債の目的	限度額	起債の方法	利 率	償 還 の 方 法
公共下水道事業	460, 900	証 書 借 入 又 は 証 券 発 行	5.0%以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる場合について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	政府資金についてはその融資条件により、銀行その他の場合にはその債権者と協定するものとする。ただし、企業財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、若しくは繰上償還又は低利に借換えることができる。
流域下水道事業	108, 600			
計	569, 500			

(一時借入金)

第 7 条 一時借入金の限度額は、785, 000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第 8 条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

- (1) 収益的支出における各項間の流用
- (2) 資本的支出における各項間の流用

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第 9 条 次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

- (1) 職員給与費 145, 877千円

(他会計からの補助金)

第 10 条 一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、799, 512千円である。

(利益剰余金の処分)

第 11 条 当年度利益剰余金のうち255, 072千円は、次のとおり処分するものと定める。

- (1) 減債積立金 255, 072千円

令和8年3月4日提出

生駒市長 小紫 雅史